

神明(明石川等)地域総合治水推進計画

(本 編)

令和 7 年 3 月

兵 庫 県

はじめに

【改定の趣旨】

兵庫県では、局地的豪雨などによる浸水被害を軽減するため、平成 24 年 4 月 1 日に施行された総合治水条例にもとづき、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への雨水の流出を抑制するための「流域対策」、河川等から洪水が溢れた場合でも被害を軽減するための「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取り組んでいます。

一方、地球温暖化等に伴う気候変動の影響により、全国各地で毎年のように豪雨による被害がもたらされており、今後、さらなる災害の激甚化、頻発化が予測される中、さらなる「総合治水」の推進が求められています。

神明（明石川等）地域では、平成 27 年 3 月に「神明（明石川等）地域総合治水推進計画」を策定し、計画にもとづく取り組みを進めてきました。このたび、計画策定から 10 年を迎えるにあたり、これまでの実績、課題を整理するとともに、総合治水をより一層推進するべく計画を全面改定します。

なお、本計画は、「躍動する兵庫」の実現に向け、「ひょうごビジョン 2050」に描く「活動を支える確かな基盤」をめざした総合治水を推進するための計画とします。

神明(明石川等)地域総合治水推進計画 目次

1. 計画地域の概要	1
1-1. 計画地域の概要	1
1-2. 浸水被害軽減に向けた課題	4
2. 総合治水の基本的な目標	5
2-1. 計画の位置づけ	5
2-2. 計画地域	5
2-3. 計画期間	5
2-4. 基本目標	5
3. 総合治水の推進に関する基本的な方針	6
3-1. 全般	6
3-2. 河川下水道対策	6
3-3. 流域対策	6
3-4. 減災対策	7
4. 河川下水道対策	8
4-1. 河川の整備及び維持	8
4-2. 下水道の整備及び維持	15
5. 流域対策	16
5-1. 調整池の設置及び保全	16
5-2. 土地等の雨水貯留浸透機能	18
5-3. ポンプ施設(河川管理施設であるポンプ施設を除く)との調整	26
5-4. 遊水機能の維持	27
5-5. 流木・土砂流出防止対策【参考】	27
6. 減災対策	28
6-1. 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握	30
6-2. 浸水による被害の発生に係る情報の伝達	33
6-3. 浸水による被害の軽減に関する学習	40
6-4. 浸水による被害の軽減のための体制の整備	45
6-5. 訓練の実施	46
6-6. 建物等の耐水機能及び浸水による被害からの早期の生活の再建	48
7. 環境の保全と創造への配慮	50
7-1. 河川環境に配慮した河道改修や連続性の確保	50
7-2. 参画と協働による川づくり	50

7-3. 水田・ため池・森林環境の保全	50
7-4. グリーンインフラの取り組み	51
8. 総合治水を推進するにあたって必要な事項	51
8-1. 県民相互の連携	51
8-2. 関係者相互の連携	51
8-3. 財源の確保	51
8-4. 土砂災害、高潮、津波対策との連携	51
8-5. 総合治水の普及啓発	52
8-6. 計画のフォローアップについて	52

1. 計画地域の概要

1-1. 計画地域の概要

(1) 地域の概要

神明地域(明石川等)（以下、「計画地域」という）は、明石川水系、朝霧川水系、赤根川水系、谷八木川水系、瀬戸川水系等で構成され、主に神戸市、明石市の2市にまたがる地域であり、総人口約52.6万人（令和2年10月現在）、流域面積は約189km²である。

表 1 計画対象河川一覧

対象河川		法河川延長 (km)	流域面積 (km ²)
水系	河川		
明石川	明石川	20.985	128.4
	伊川	12.415	
	天上川	1.614	
	櫛谷川	9.220	
	友清川	2.125	
	性海寺川	1.625	
朝霧川	朝霧川	2.690	3.7
赤根川	赤根川	4.305	8.3
谷八木川	谷八木川	3.505	8.6
瀬戸川	瀬戸川	4.110	20.9
	清水川	1.600	
直接放流区域		—	18.6

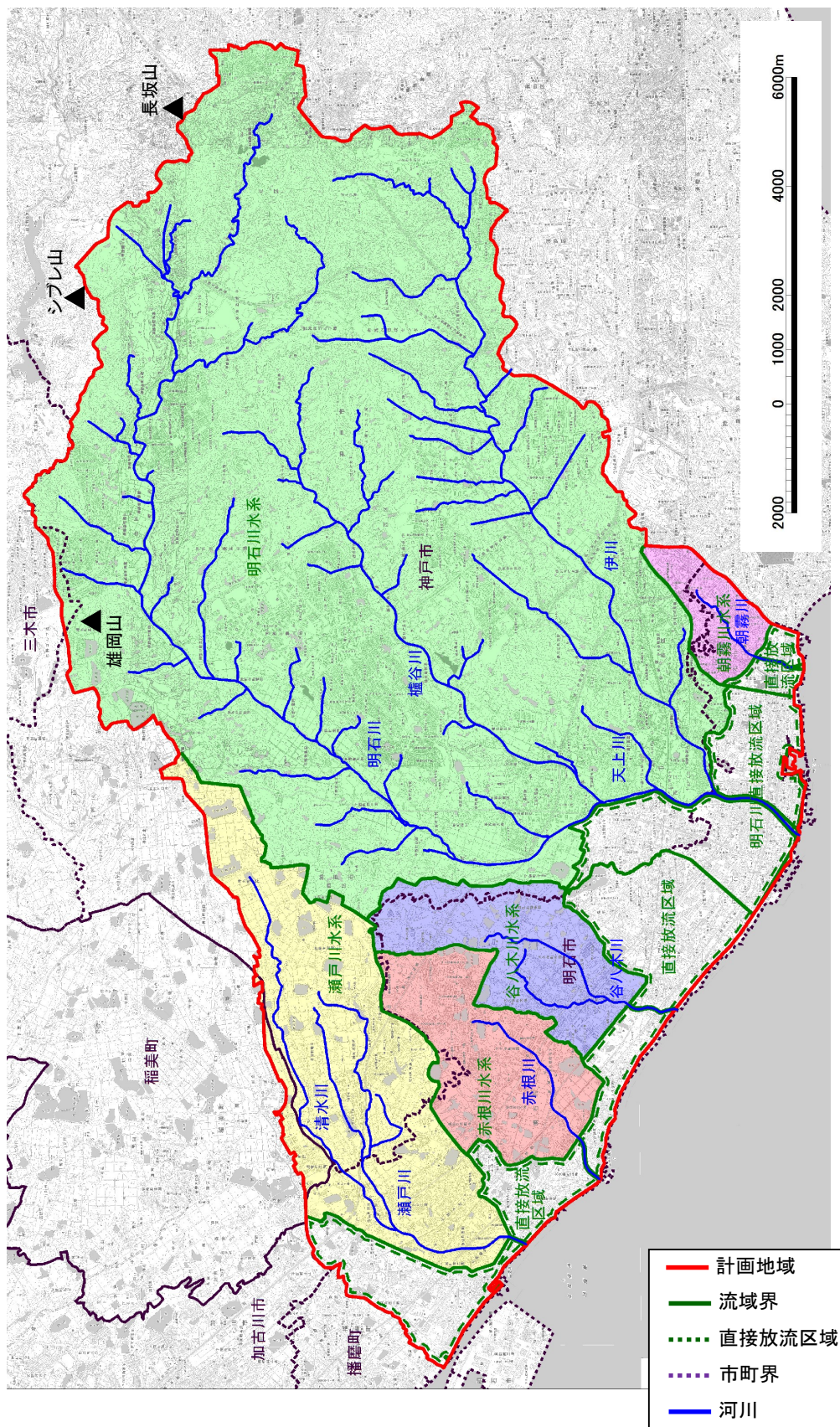
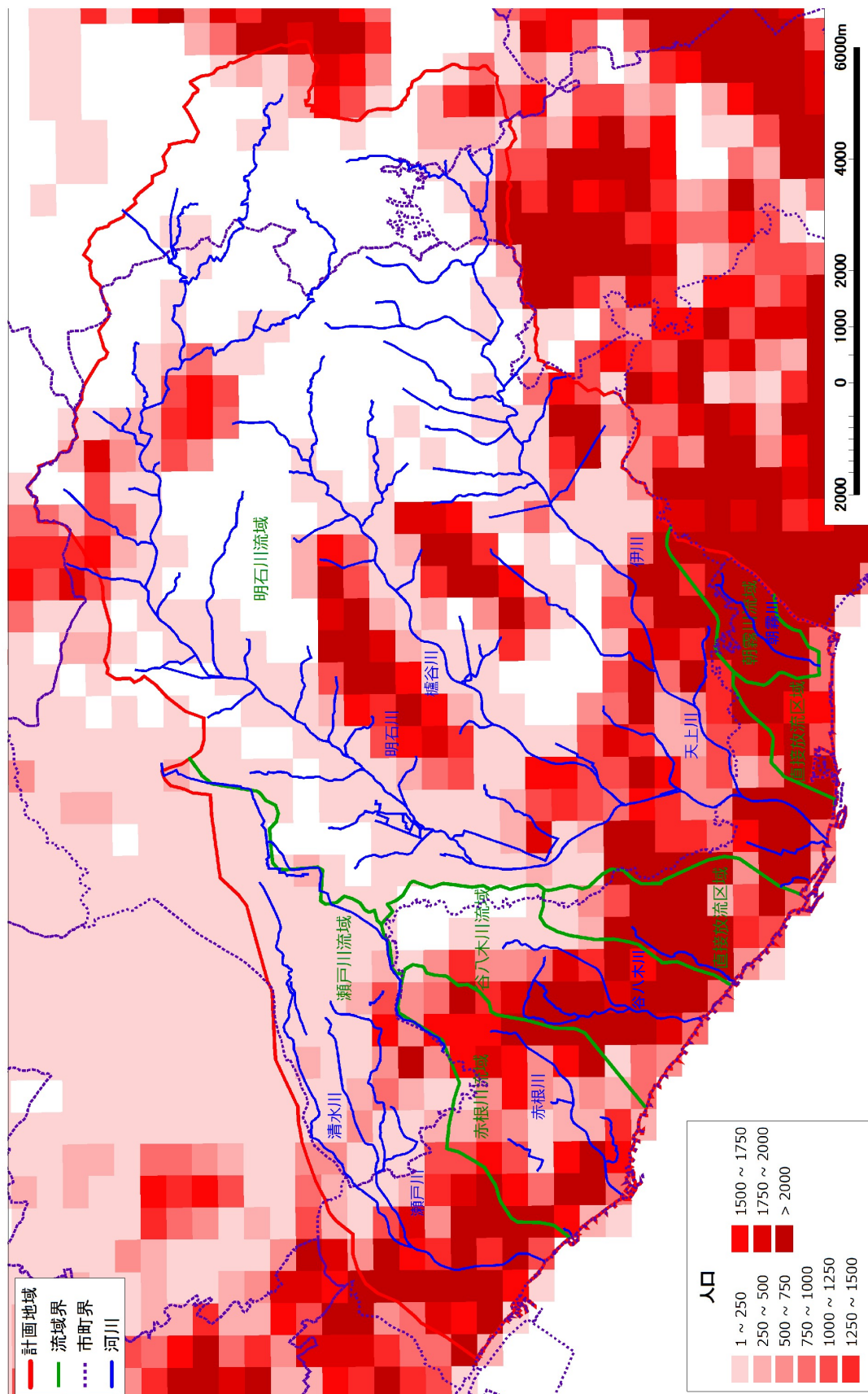


図 1 神明地域の水系



出典：令和2年度国勢調査 世界測地系 500m メッシュ

図2 人口分布

1-2. 浸水被害軽減に向けた課題

(1) 全般

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大雨による降水量の増大が予想されており、水災害の頻発化・激甚化などの事象を想定し、さらなる総合治水対策の推進が必要である。

また、治水機能が十分に発揮できるよう、整備済み施設や老朽化施設の適切な維持管理・更新を行うことが必要である。

(2) 河川対策

河川整備は河川整備計画等に基づき進捗しているが整備途上にあるため、引き続き整備推進が必要である。

河川改修事業は、物理的・社会的・財政的な視点から見て長期間を要する。また、整備後の計画規模を上回る洪水のみならず整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生には対応できないため、流域での雨水貯留浸透対策により浸水被害の軽減を図る必要がある。

(3) 下水道対策

下水道（雨水）の整備も下水道計画に基づき進捗しているが整備途上にある。引き続き整備推進が必要である。

下水道整備は進めていくものの、年超過確率 1/5～1/10 で発生する規模の降雨に対する整備であり、計画規模を上回る洪水のみならず整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生には対応できないため、流域での雨水貯留浸透対策により浸水被害の軽減を図る必要がある。

(4) 流域対策

排水路の流下能力を超える降雨により、内水氾濫が発生している地域が多くみられるため、流域の特性に応じて、水田、ため池、学校、公園等を活用した雨水貯留浸透対策により、浸水被害の軽減を図る必要がある。

(5) 減災対策

神明地域で最も規模が大きい明石川は、上流が神戸市、下流が明石市の中心市街地を抱えており、堤防が破堤した場合には、甚大な被害が発生する可能性がある。また、近年多発するゲリラ豪雨や内水による浸水の発生も想定される。これらに対応したソフト対策の準備が必要である。

2. 総合治水の基本的な目標

2-1. 計画の位置づけ

総合治水条例第6条で、計画地域ごとに地域総合治水推進計画を策定することとしており、計画対象の一つとして神明地域が位置付けられている。

2-2. 計画地域

計画の対象地域は、神明地域（※流域面積約189km²）である。

※神戸市、明石市等にまたがる朝霧川水系、明石川水系、谷八木川水系、赤根川水系、瀬戸川水系及び直接放流区域

2-3. 計画期間

計画期間は、概ね10年間とする。総合治水は、浸水被害軽減を目指して、多様な主体が連携して、多岐にわたる取り組みを継続するものであることから、概ね10年後を見すえて、共通の認識を持って取り組むこととする。

また、本計画は、取り組みの進捗状況や災害の発生状況、社会情勢の変化等を勘案して、適宜見直すこととする。なお、本計画では、計画策定時に調整済みの取り組みを位置づけており、総合治水の推進では、さらに取り組みを充実させる必要がある。

2-4. 基本目標

人的被害の回避又は軽減並びに県民生活及び社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、計画地域の基本的な目標は以下のとおりとする。

- ① 過去に浸水実績の多い明石川下流域等の被害軽減を図る。
- ② 想定を超える豪雨に対しても、「そなえる」減災対策の向上を図る。

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1. 全般

(1) 主体ごとの取り組み方針

県及び市は、河川下水道対策を実施することはもちろんであるが、お互いに連携して県民に広報周知を行い、県民とともに河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進する。

特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂災害対策や、高潮、津波対策、インフラメンテナンス等については各分野別計画等に基づき実施する。

- 県の責務 : 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
- 市の責務 : 各地域の特性を生かした施策の策定・実施
- 県民の責務 : 雨水の流出抑制と浸水発生への備え
行政が実施する総合治水に関する施策への協力

(2) 社会情勢の変化への対応

浸水被害の発生、法改正等の社会情勢の変化、気候変動への対応等を踏まえた新たな取り組みについて、県、市及び県民が連携、協力し、推進する。

また、現在、世界中で持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みが進められている。総合治水の推進においては、この目標達成に寄与するように各対策を実施する。

さらに、今後の担い手の育成や「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の推進に努める。

3-2. 河川下水道対策

(1) 河川対策

県及び市は、河川整備計画等に基づき、護岸工、河床掘削等の河川整備を推進するとともに、適切な維持管理を行う。

(2) 下水道対策

市は、下水道計画(雨水)に基づき、下水道整備を推進するとともに、適切な維持管理を行う。

3-3. 流域対策

県、市及び県民は、浸水被害が発生している地区を中心として、各地区の特性に応じ、ため池・水田・学校・公園・既設調整池などを活用した雨水貯留浸透を検討・実施し、浸水被害の軽減や、河川や下水道などへの雨水の流出抑制に取り組む。また、流出抑制機能の高い森林等の保全に努める。

3-4. 減災対策

気候変動に起因して多発する集中豪雨により、また計画規模を超える洪水や整備途上での施設能力を超える洪水、いわゆる超過洪水により、浸水被害の発生が想定される。県、市及び県民は、人命を守ることを第一に考え、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、減災対策に取り組む。

4. 河川下水道対策

河川下水道対策は、河川整備計画や下水道計画等に基づき、整備を進めるとともに適切な維持管理を行う。

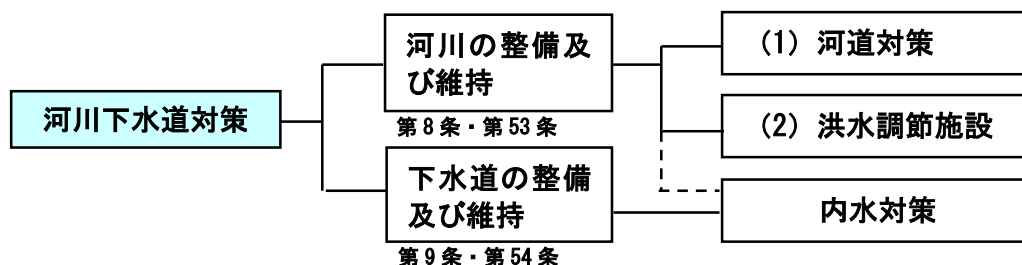


図 3 河川下水道対策の体系

4-1. 河川の整備及び維持

県は、県が管理する河川について、河川整備計画に位置付けられた計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、河道改修や洪水調節施設の整備を行う。また、洪水時に河川管理施設が十分に機能するよう、必要に応じた堆積土砂の撤去により洪水が安全に流下できるようにする等、適切な維持管理を行う。

明石川水系においては、概ね 30 年に 1 回程度の降雨で発生する洪水を安全に流下させることを目標に、橋梁の改築や河床掘削等の対策を進める。また、伊川及び櫛谷川においては、神戸市施行の河川改修事業を行う。

瀬戸川水系においては、下流の河道改修の進捗状況も踏まえ、瀬戸川流域で甚大な浸水被害が発生した昭和 40 年 9 月の台風 23 号の洪水を考慮して進めてきた既定計画を基に定めた整備目標量(JR 山陽本線橋梁地点 210m³/s)を安全に流下させることを目標に、河道拡幅、河床掘削や橋梁の改築等の対策を進める。

赤根川水系（上流部の茜橋までの区間）、朝霧川水系、谷八木川水系については、一定計画での整備が完了している。これらの 3 水系については現在河川整備基本方針を策定中であり、引き続き洪水時の河川管理施設が十分に機能し、洪水が安全に流下できるよう、適切な維持管理を行う。

市は、それぞれが管理する準用河川や普通河川等の整備及び維持管理を行う。

表 2 ひょうごインフラ整備プログラム（河川）

名称	場所	事業概要	前期 (R6～R10)			後期 (R11～R15)		
			継続	着手	完了	着手	完了	継続
明石川	明石市 (JR 橋梁)	河川改修 L=100m 河道拡幅、JR 橋梁改築他	●		●			
清水川	明石市(瀬戸川合 流点～帝釈橋直 上流)	河川改修 L=300m 護岸、井堰改築、橋梁改 築 他	●				●	
伊川	神戸市西区(石戸 橋上流～五味ヶ 平橋)	河川改修 L=2,000m 河床掘削、橋梁架替 他	●				●	
伊川	神戸市西区(五味 ヶ平橋上流～二 級河川上流端)	河川改修 L=1,500m 河道拡幅、河床掘削 他				●		●
櫛谷川	神戸市西区(山鳥 橋下流～福谷大 橋)	河川改修 L=800m 河床掘削 他	●				●	
櫛谷川	神戸市西区(福谷 大橋上流～二級 河川上流端)	河川改修 L=1,200m 河床掘削 他				●		●
友清川	神戸市西区(櫛谷 川合流点～神戸 加古川姫路線)	河川改修 L=840m 河道拡幅、河床掘削 他		●				●

(1) 明石川水系

概ね 30 年に 1 回程度の降雨で発生する洪水を安全に流下させることを目標に、河川対策に取り組む。

県は、明石川において橋梁の改築や護岸整備等の対策を進める。また、伊川及び櫛谷川においては、神戸市施行の河川改修事業を進める。

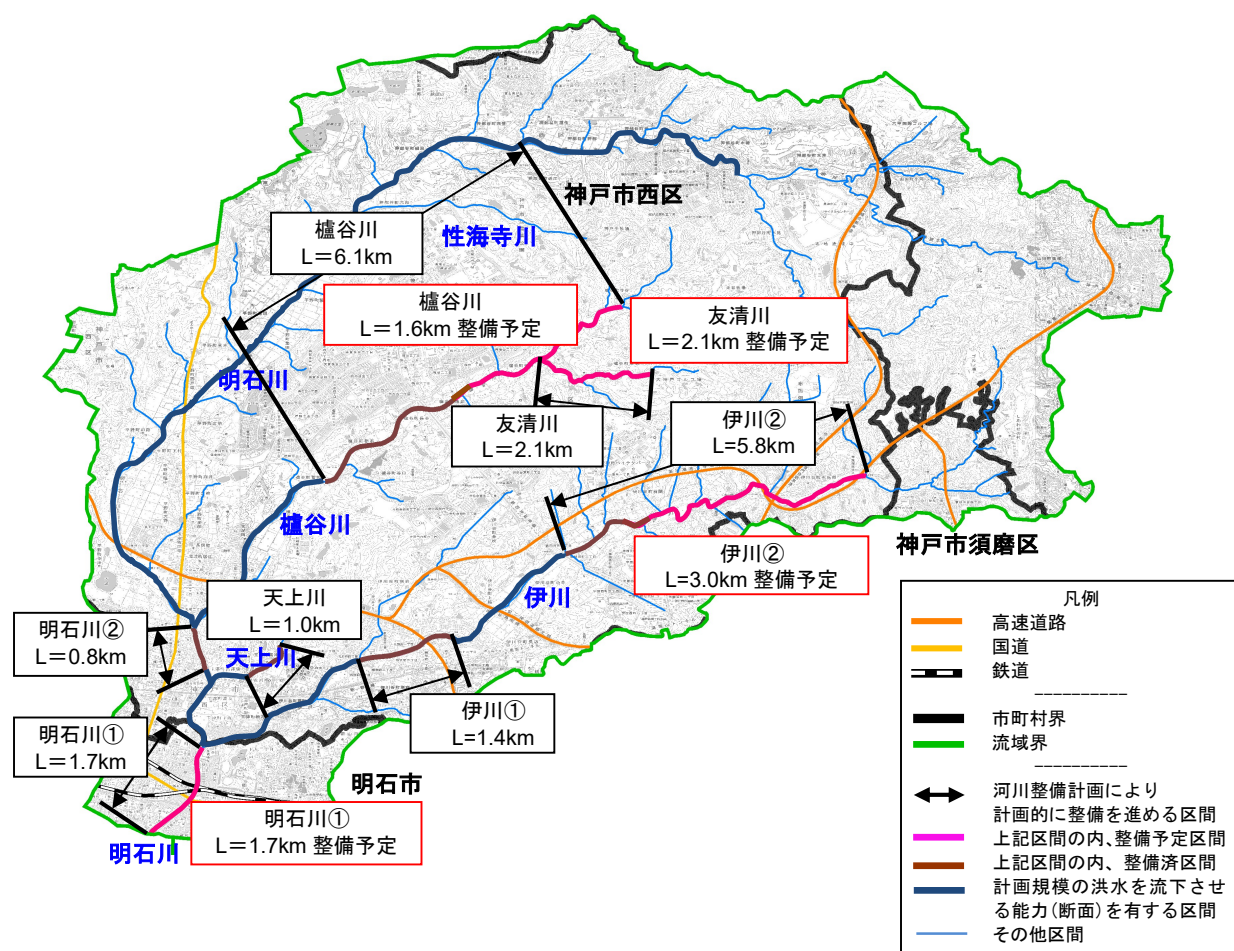
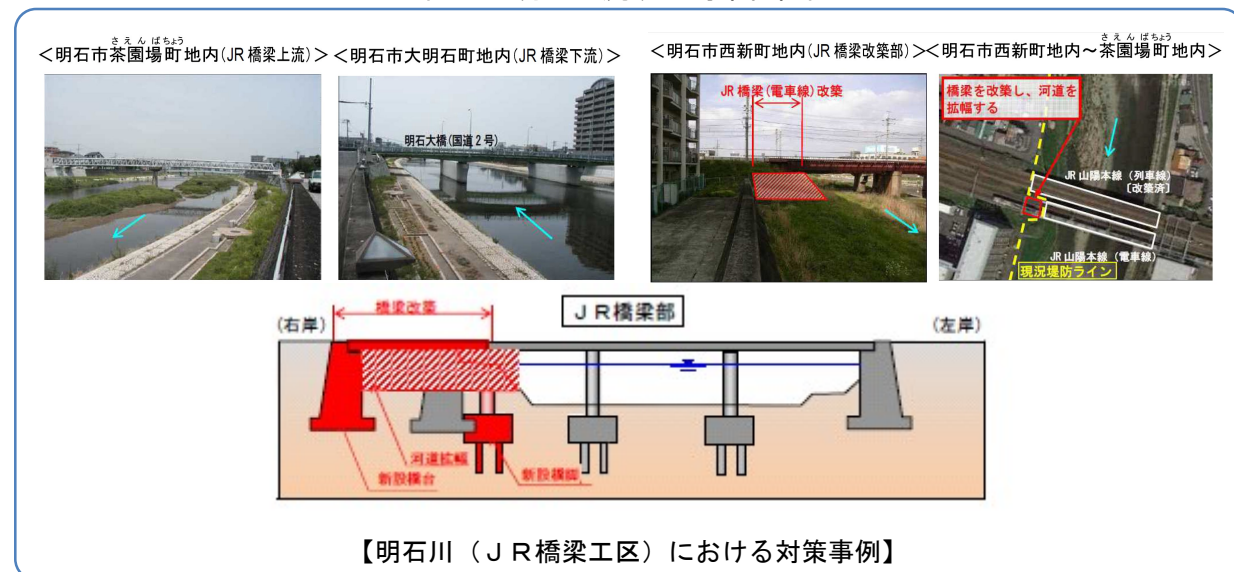


図 4 明石川流域の対策位置図



1) 明石川

明石川河口付近における流下能力不足箇所は、明石市の中心市街地に近く、人命や家屋等の資産の安全度を高めることが求められており、関係機関と調整の上、支障となる橋梁の架け替えの検討等を進めていく。

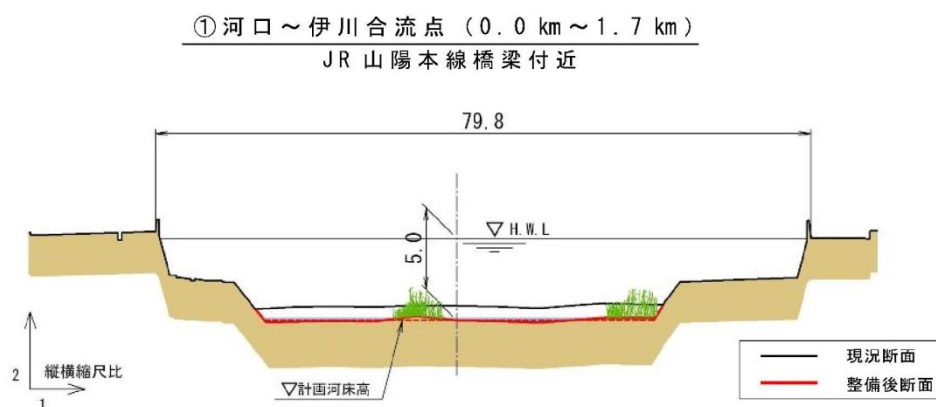


図 5 明石川整備断面イメージ

2) 伊川

伊川中上流の流下能力不足箇所について、整備計画目標流量を安全に流下させることを目的に、河床掘削、河道拡幅等によって河積の増大を図る。

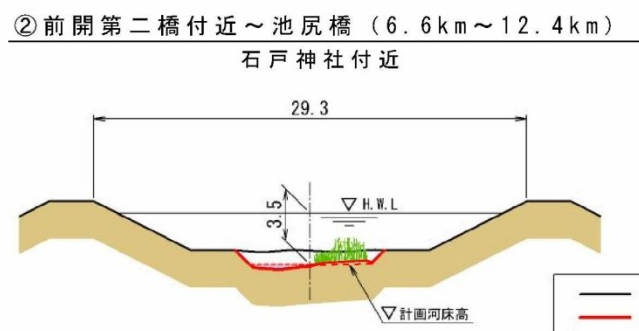


図 6 伊川整備断面イメージ

3) 櫛谷川

櫛谷川中上流の流下能力不足箇所について、整備計画目標流量を安全に流下させることを目的に、河床掘削等によって河積の増大を図る。

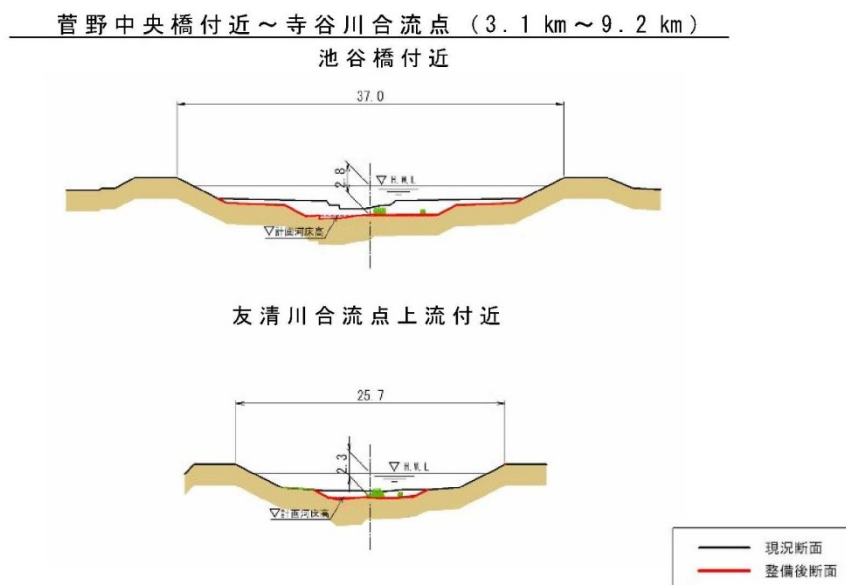


図 7 櫛谷川整備断面イメージ

4) 友清川

整備計画目標流量を安全に流下させることを目的に、河床掘削、河道拡幅等によって河積の増大を図る。

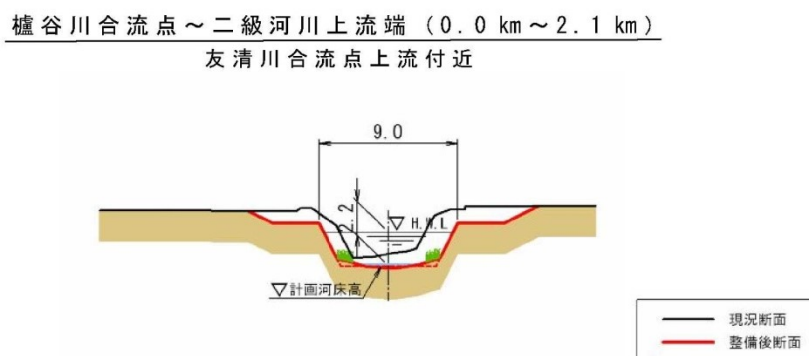


図 8 友清川整備断面イメージ

(2) 瀬戸川水系

昭和 40 年 9 月の台風第 23 号の洪水を考慮して定めた整備目標流量(JR 山陽本線橋梁地点 $210\text{m}^3/\text{s}$)を安全に流下させることを目標に、県は、河道拡幅、河床掘削や橋梁の改築等の対策を進める。

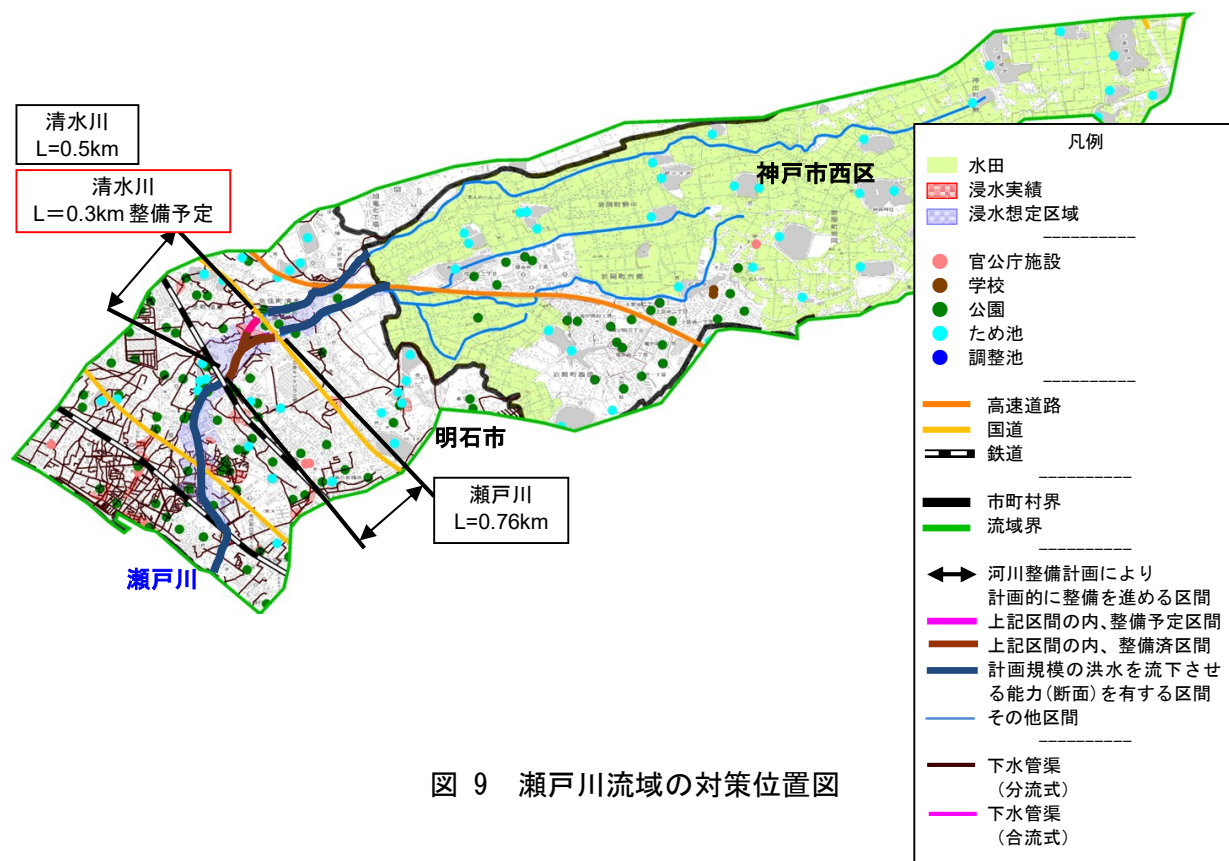


図 9 瀬戸川流域の対策位置図

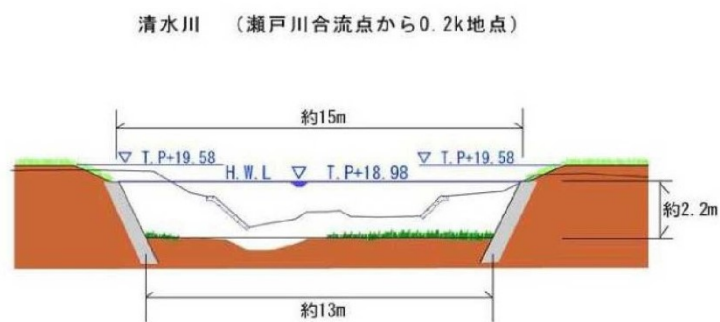


図 10 瀬戸川水系整備イメージ

(3) 赤根川水系、朝霧川水系、谷八木川水系

赤根川水系（上流部の茜橋までの区間）、朝霧川水系、谷八木川水系については、一定計画での整備が完了している。これらの３水系については現在河川整備基本方針を策定中であり、引き続き洪水時の河川管理施設が十分に機能し、洪水が安全に流下できるよう、適切な維持管理を行う。

(4) 準用河川、普通河川

市は、それぞれが管理する準用河川や普通河川等の整備及び維持に取り組む。